

令和7年度福島市市民フォトグラファー募集要領

1 目的

市民との共創により、福島市の魅力を映像で市内・市外に広報すること

2 募集人数

6人以内

3 任期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 役割

自己が撮影した写真や動画を市の広報用に提供すること

※応募は、【写真のみ】または【写真と動画】のどちらかを選択できます。

5 提供写真・動画について

福島市内の自然やイベントなど、被写体は自由です。市ホームページ、市公式SNS、市政だより、パンフレットなどで市の広報に使用するほか、市が必要と認めた場合は第三者に使用を許可します。

※市でトリミングなどの改変をして使用する場合があります。

6 著作権について

提供いただいた写真や動画の著作権（著作権法第27条および28条の権利を含む）は、全て福島市に帰属します。また、著作者人格権は行使しないことを前提として、写真や動画を提供していただくこととなります。写真や動画を5年、10年といった長期間にわたって活用していくためには、このような取り扱いが必要となりますので、予めご了承ください。

※著作権の移動が条件となる展示会や営利目的の展示会への出展ができなくなりますが、本人が所属する展示会への出展や、本人のホームページ、SNSなどでの公表は可能です。

7 応募資格

以下の全てに当てはまる方

- ① 本市在住（1年間市内で活動いただける方）
- ② 18歳以上（令和7年4月1日現在、高校生でない方）
- ③ パソコンやスマートフォンを利用し、電子メールでやりとりできる方
- ④ 本人所有のデジタル一眼カメラ（1千万画素以上）による撮影ができる方
- ⑤ 電子データ（CD-RまたはDVD-R、電子メール）による写真提出ができる方
- ⑥ 本市職員でない方

※動画提供も可能な場合、本人所有のデジタルビデオカメラによる撮影と、電子データ（CD-RまたはDVD-R）による動画提出ができる方。

※再任は原則通算5年まで。状況により6年目以降再任の場合あり。

8 謝礼（報償）

年額1万円

9 応募方法

① オンライン申請

② 応募用紙に作例を添えて、広聴広報課へ郵送、または広聴広報課か支所へ持参

作例の提出について

- ・テーマ自由
- ・タイトルに撮影場所や撮影対象を記載
- ・写真のみ提出する場合は写真5点、動画も提出する場合は写真5点と動画1点
- ・動画は1～3分程度で、ファイル形式はWMVかMP4
- ・動画も提出する場合はCDかDVDに保存し、郵送または持参

【郵送・持参で提出する場合】

印刷して提出する場合：内容が十分に分かる大きさであればサイズ自由

データで提出する場合：CDかDVDに保存

【オンライン申請で提出する場合】

JPGまたはPNG形式でファイルを添付

※エラーなどで申し込みができない場合は、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

※応募にかかる情報は、福島市個人情報保護条例に基づき他の用途には使用しません。

※提出された応募書類などは返却しませんので、予めご了承ください。

10 応募締め切り

令和7年2月3日（月）必着

※選定委員会で選定を行い、2月中に結果を通知します。

※定員に満たない場合でも、選任しない場合があります。

11 応募・問い合わせ先

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市役所 広聴広報課

電話：024-525-3710

ファクス：024-536-9828

メール：kouhou@mail.city.fukushima.fukushima.jp